平成２３年（フ）第２６７号
兵庫県伊丹市奥畑２丁目248番地
破産者　エーコーフーズこと　富永　　功
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２９４号
兵庫県伊丹市荻野１丁目93番地の６、前住所大阪府大阪市生野区新今里６丁目２番７―503号
破産者　神崎　雅義
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第６９９号
兵庫県尼崎市食満７丁目８番20―503号
破産者　白瀬　修一
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１９号
奈良県橿原市内膳町５丁目４―33アリビオ大和八木ビエンテ602号、開始決定時の住所大阪府豊中市三和町２丁目１番１―1108号
破産者　林　　信文
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９４号
兵庫県西宮市上ヶ原七番町１番１―505号
破産者　岡本　佳子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７９５号
兵庫県西宮市上ヶ原七番町１番１―305号
破産者　岡本　京子
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０３８号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―909号
破産者　中岡　康雄
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８７号
兵庫県姫路市北今宿３丁目５－３　レジデンス今宿Ａ棟102号、住民票上の住所兵庫県姫路市西今宿３丁目１番20―206号　リベールシティ姫路ＷＥＳＴ
破産者　佐藤　正伸
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６９８号
兵庫県赤穂市塩屋3232番地15
破産者　浜田　清美
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９号
愛媛県宇和島市桝形町３丁目８番22号
破産者　舟本　晴男
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３８９号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目15番２号
破産者　上村　真司
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４４号
沖縄県那覇市字天久895番地７ラフィーネ天久302
破産者　備瀬知侑こと　備瀬　知侑
1　決定年月日　平成24年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第８１号
宮城県石巻市貞山３丁目３番31号
破産者　菊地みゆき
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
宮城県石巻市元倉１丁目３番６号　コーポ元倉202号、前住所宮城県石巻市鹿妻南２丁目３番５号　グリーンハイツ志摩Ａ―202号
破産者　奥田　定則
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１３３号
茨城県龍ケ崎市城ノ内３丁目１番地83
破産者　森田　泰右
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第５９６号
新潟市中央区関屋新町通１丁目76番地
破産者　大矢　俊昭
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９７号
新潟市中央区関屋新町通１丁目76番地
破産者　大矢　惠子
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０７号
新潟県柏崎市扇町３番７号
破産者　宮山　勝彦
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
愛知県一宮市大和町北高井字四辻57番地
破産者　柴田　武英
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部